

第62回 日本学連総会 資料

開催日時：2015年(平成27年)3月9日(月) 9時16分～10時43分
 開催会場：ホテル明山荘 コンベンションホール『鳳凰(D)』(愛知県蒲郡市)

【資料一覧】(敬称略)

	資料タイトル	関連議題 (番号)	備考
資料1	Bエリート廃止に関するアンケート集計結果	2	作成者：宇井 賢(幹事長)
資料2	2014年度第2回会計中間報告(2015年3月7日時点)	3	作成者：大久保宗典(日本学連会計)
資料3	2015年度日本学連会計予算案	3	作成者：大久保宗典(日本学連会計)
資料4	2014年度日本学連販売地図売上最終報告	3	作成者：山川克則(YMOE社・副会長)
資料5	インカレスプリント実施ガイドライン(案)	4	
資料6	日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門 競技者数及びその配分に関する規則	4	
資料7	日本学生オリエンテーリング選手権実施規則(案)	4	
資料8	技術委員会報告	7	作成者：大西康平(技術委員長)
資料9	関東学連ミドルセレ複数レーンに関する報告	9	担当者：村瀬貴紀(関東)
資料10	2014年度 日本学生オリエンテーリング選手権大会 関東地区 /北海道・東北地区代表選手選考会 関東 Ms クラス 複数レーン制・複数コース実施に関する報告 書	9	発行責任者 石野夏幹
資料11	日本学生オリエンテーリング選手権大会ロング・ディスタンス 競技部門関西地区代表選考会推薦基準案	9	担当者：糸井川壮大(関西)

Bエリート廃止に関するアンケート集計結果

Bエリート廃止に

・賛成

横浜国立(多数)、横浜市立、宮城学院女子、京都女子、金沢、広島、実践女子、新潟(多数)、相模女子(多数)、大阪、筑波、東京工業、東京農工、東北、奈良女子、北海道、電気通信、岩手

・反対

お茶の水女子、

・その他

京都、福島

Bエリートを残しつつ、Bエリートの上位がAエリートの枠を取れるという制度をなくす。
千葉

Bエリート廃止して一般上位クラス(Advancedクラス)を設ける。

廃止するとしたらエリート人数は

・60:30でよい

横浜国立、横浜市立、京都女子、金沢、実践女子、相模女子、大阪、東京工業(多数)、東北(多数)、奈良女子、北海道、電気通信、岩手

・60:40がよい

宮城学院女子

・80:40がよい

新潟

・現状のまま(50:20)

福島

・その他

お茶の水女子

インカレ参加者数で決める意味が分からない。加盟登録数で決める方が公平。

広島

少し増やした方がよい。(具体的な数の提案なし)

千葉

エリートは60:30で上位クラスが20~30人程度とするべき。

また、エリート人数を日本学連加盟員の人数に応じて柔軟に変更できるようにすることを提案する。

筑波

60人にする理由付けをしたい。

ロング女子を30人にしたい。

その他、東京大学は反対理由をざっくばらんに提出してくれている。

2014年度第2回会計中間報告(2015年3月7日時点)

2014年度日本学連会計 大久保 宗典

単位: ¥		
収入項目	金額	予算
加盟金		
個人(単価2000円)(※1)	2,457,600	2,000,000
加盟校(単価4000円)	128,000	144,000
準加盟校(単価1000円)	19,000	8,000
賛助金		
2014年度賛助金	87,000	200,000
事業収入		
2013年度ICM&R貸付金	1,500,000	1,500,000
2013年度ICM&R黒字返金	898,644	100,000
地図関係		
昨年度の未清算分の地図収入	1,001,600	
その他		
利息	1,220	
小計	6,093,064	5,207,000

- ※1. 単価2000円だが、追加登録の人については、追加登録費200円がかかっているため(上級生のみ)、2000円の倍数にはなっていない
- ※2. 技術委員会関係の大半はまだ請求が来ていない
- ※3. ユニバー補助に関しては昨年度予算で10万円、今年度予算で20万円を計上し、そこから計30万円を支出
- ※4. 活動報告書作成費としては毎年25万円を予算として計上。実際には、昨年度計上した25万と合わせて501686円をし払っている
- ※5. 交通費・宿泊費が予算額を大幅に上回っているのは、臨時幹事会があったことやCC7の際の幹事会の宿泊費が高かったことなどが影響している
- ※6. 事務局家賃は更新費として1月分を計上しているため数値上は13か月分になっている
- ※7. インカレロングの際の河合会長の宿泊費

- ※黄色とオレンジの網掛け部分が残っていた昨年度分のYMOEとの清算であり、448400円を支払った
- ※黄色網掛けは、具体的には昨年度の毘沙門山と矢板山田のプロジェクトに関するもの
- ※赤網掛けの今年度の地図作成費というのは、具体的には日光トレインの維持費用と矢板山苗代の作成費
- ※事務局の費用が13か月分で計上されているは更新費が1月分がかかっている

単位: ¥			
支出項目		金額	予算
インカレ貸付金			
2014年度ICM&R貸付金(予定)		1,500,000	1,500,000
部局活動費			
広報部		2,010	5,000
事業部		159,934	150,000
事務局		33,191	50,000
普及部		0	15,000
理事会		54,400	100,000
渉外部		47,274	100,000
技術委員会関係(※2)			
技術委員会	技術委員会昨年度未清算分	41,925	60,000
インカレアドバイザー派遣		0	160,000
学連合宿補助(3万円×4)		0	120,000
講習会補助(1万円×3)		0	30,000
ユニバー補助(※3)	オフィシャル補助など	300,000	200,000
幹事会関係			
印刷費	活動報告書作成費(※4)	251,686	250,000
幹事役員活動費(※5)	幹事会交通費	880,387	550,000
	幹事会宿泊費	629,600	300,000
	幹事会会場使用料	16,660	50,000
総会	資料印刷代	2,400	50,000
事務局維持費			
事務局維持費	家賃(※6)	650,000	715,000
	光熱費	29,246	100,000
	電話代	51,826	0
その他支出			
JOA加盟金	入会金	500,000	500,000
	年会費	100,000	100,000
地区学連への賛助金フィードバック		20,000	
インカレスプリント試行大会赤字補填		79,575	
インカレ広告費		20,000	
日本旅行との清算(※7)		6,900	
昨年度未清算分の地図作成費		800,000	
昨年度会計の会計監査のための交通費		3,480	
手数料		5,616	
小計		6,186,110	5,105,000 (予備費102000を除く)

2015年度日本学連会計予算案

2014年度日本学連会計 大久保 宗典

単位: ¥			
収入項目	単価	数量	予算額
加盟金			
個人	2000	1200	2,400,000
加盟校	4000	32	128,000
準加盟校	1000	19	19,000
賛助金			
賛助金			100,000
地図収入			
地図収入			700,000
事業収入			
2014年度ICM&R貸付金			1,500,000
2014年度ICM&R黒字返金			500,000
その他			
関東学連から家賃として			50,000
利息			1,000
小計			5,398,000

- ※1. ユニバー補助は2年で30万なので単年で15万とする
 ※2. 幹事会関係の費用は今年度の実績を鑑みて増額している
 ※3. 家賃は今年度第1回の幹事会で月5万となっている。
 なお13か月分になっているのは、1月分が更新費として計上されるため
 ※4. 光熱費と電話代は今年から分割。今年度実績から減額

※総会の際に口頭で訂正した広報部の予算を紙の上でも訂正
 それに伴い、予備費を5000円減額している

単位: ¥				
支出項目	単価	数量	予算額	
インカレ貸付金				
2015年度ICM&R貸付金			1,500,000	
部局活動費				
広報部			10,000	
事業部			200,000	
事務局			50,000	
普及部			10,000	
理事会			100,000	
渉外部			100,000	
技術委員会関係				
技術委員会	技術委員会		60,000	
インカレアドバイザー派遣			160,000	
学連合宿補助(3万円×4)			120,000	
講習会補助(1万円×3)			30,000	
ユニバー補助(※1)	オフィシャル補助など		150,000	
幹事会関係				
印刷費	活動報告書作成費		250,000	
幹事役員活動費(※2)	幹事会交通費		650,000	
	幹事会宿泊費		450,000	
	総会		50,000	
	役員活動費		50,000	
事務局維持費				
事務局維持費	家賃(※3)	50,000	13	650,000
	光熱費(※4)		35,000	
	電話代(※4)		55,000	
その他支出				
JOA年会費			100,000	
インカレ広告費	ファミテック広告料		20,000	
地区学連への賛助金フィードバック			20,000	
手数料			6,000	
予備費			572,000	
小計			5,398,000	

※事務局家賃が昨年度第1回幹事会の議論によると月5万になっているので、それで計算した
 ※幹事会関係の支出は今年度の実績を鑑みて増額している

第62回 日本学連総会【資料4】
2014年度日本学連販売地図売上最終報告

2014年度3月幹事会および総会での当該年度最終報告
報告者:YMOE社 山川

(参考:2013年度は11794枚、2012年度は8521枚、2011年度は3542枚、2010年度は2767枚、2009年度は2328枚)

実施日	テレイン名	団体名	YMOE 伝票番号	枚数	備考	備考2
4月26日～27日	日光例幣使街道	慶応大	栃2014-24	40		
4月27日	日光例幣使街道	筑波大	栃2014-25	50		
4月26日～27日	日光例幣使街道	早稲田大	栃2014-26	40		
5月1日	大和高原都祁	東大寺学園	地印2014-2	50		
5月17日～18日	希望が丘	関西学連	地印2014-6	158		
6月8日	不動の滝(南)	茨城大学	栃2014-27	80		
6月8日	不動の滝(南)1.5万	茨城大学追加	栃2014-28	15		
7月19日	毘沙門山	茨城大学	栃2014-29	45		
7月20日	日光例幣使街道	茨城大学	栃2014-29	60		
8月2日	日光和泉	東京大学	栃2014-30	135		
8月24日	毘沙門山	東海中高	栃2014-31	23		
8月16日	不動の滝(南)	北東学連夏合宿	栃2014-32	140		
8月17日	日光所野+愛宕山	北東学連ロングセレ	栃2014-33	217		
8月17日	日光所野	北東学連ロングセレー一般	栃2014-33	31		
8月18日	毘沙門山	北東学連夏合宿	栃2014-32	370		
8月19日	番匠峰古墳	北東学連夏合宿	栃2014-32	120		
8月25日	日光所野	インタハイ	栃2014-34	171		
8月26日	日光例幣使街道	インタハイ	栃2014-34	188		
9月11日	日光例幣使街道	千葉大学	栃2014-35	20		
資料	矢板日新	早稲田大学	地印2014-11	2		
資料	矢板塩田	早稲田大学	地印2014-11	2		
資料	前高原	早稲田大学	地印2014-11	2		
資料	日光口	早稲田大学	地印2014-11	2		
資料	日光所野+日光愛宕山	早稲田大学	地印2014-11	2		
9月27日	矢板日新	東北大学	栃2014-36	166		
9月28日	不動の滝(南)1.5万	東北大学	栃2014-36	19		
9月28日	日光愛宕山	東北大学	栃2014-36	122		
10月5日	日光所野+愛宕山	早稲田大学	栃2014-37	23		
10月5日	日光愛宕山	早稲田大学	栃2014-37	26		
10月5日	前高原	筑波大学	栃2014-38	15		
10月5日	矢板塩田	筑波大学	栃2014-38	27		
10月5日	番匠峰古墳	筑波大学	栃2014-38	22		
資料	不動の滝(南)	筑波大学	栃2014-39	1		
資料	日光愛宕山	筑波大学	栃2014-39	1		
10月26日	希望が丘	関西学連	地印2014-13	238		
11月16日	毘沙門山	東京工業大学	栃2014-40	40		
11月16日	日光和泉	KOLC	栃2014-41	79		
11月29日	毘沙門山	KOLC	栃2014-42	55		
12月14日	日光和泉	早稲田大学	栃2014-43	56		
12月14日	日光和泉	筑波大学	栃2014-44	87		
12月14日	毘沙門山	東京大学	栃2014-45	229		
12月14日	日光所野	東京工業大学	栃2014-46	45		
12月14日	日光所野	KOLC	栃2014-47	95		
12月14日	日光所野	千葉大学	栃2014-48	45		
12月14日	日光所野	名古屋大学	栃2014-49	6		
12月14日	不動の滝(南)	関東東北東ミドルセレ	栃2014-50	715		
12月20日	日光例幣使街道	千葉大学	栃2014-51	29		
12月21日	毘沙門山	千葉大学	栃2014-51	32		
1月11日	希望が丘	大阪OLC	地印2015-1	115		
1月16日	不動の滝(南)	新潟大学	栃2015-2	137		
1月17日～18日	日光所野	新潟大学	栃2015-2	307		
1月17日	矢板日新	東京大学	栃2015-1	200		
1月18日	矢板塩田	東京大学	栃2015-1	221		
2月7日	日光所野	学連合宿	栃2015-4		222	印刷費のみ
2月8日	矢板幸岡	山リハ		326		
2月14日	日光愛宕山	岩手大学	栃2015-5	23		

他タスク(メモ程度に)

学連テレイン関係のちゃんとした整理
と情報公開

渉外情報含めて

未来へのロードマップ

事務局の手続き関係

新機軸事業の案内書

第4弾大会開催予定

学連の歴史のまとめ

30周年事業どうする?

2月20日	不動の滝(北)	東京大学	栃2015-6	325	
2月21日	日光所野	東京大学		202	
2月22日	日光和泉	東京大学		235	
2月21日	矢板塩田	東北大学	栃2015-7	252	
2月22日	日光所野	東北大学		208	
2月25日	日光例幣使街道	千葉大学	栃2015-8	39	
2月26日	日光所野	千葉大学		47	
2月27日	不動の滝(南)	千葉大学		61	
2月28日	番匠峰古墳	千葉大学		61	
2月28日～3月1日	矢板日新	新潟大学	栃2015-9	66	
3月1日	矢板山田	慶応大学	栃2015-10	93	
3月1日	日光愛宕山	筑波大学	栃2015-11	45	
3月1日	日光例幣使街道	茨城大学	栃2015-12	40	

7139 枚

7361 枚

【初出企画使用分】

1月25日	矢板山苗代(筑波大大会)		栃2015-3		
	初出分			402	
	販売分			223	

625 枚

初出分

402

販売対象分

223

学連が有償で売った地図の総枚数

7764 枚

学連内部使用分

枚

指定管理業者への印刷代支払い
を除いた学連の収入額として単価
200円のもの地図売上

7362 枚

¥1,472,400

初出地図分(学連分550円)の地図売上

402 枚

¥ 221,100

学連地図の総使用枚数
(春インカレの現場を除く)

7764 枚

2014年度日本学連地図売上総額

¥1,693,500

昨年度YMOE代行分の地図売上は257万5800円(新機軸事業2つ/毘沙門山と矢板山田、本年は1つ/矢板山苗代)

¥2,575,800

愛知インカレであってもこれだけの売上を確保、矢板山苗代の資本投下分を上回る売上を達成

【26年度予算執行提案の状況】

	他日光トレイン維持改訂作業	2014年3月幹事会で決議	満額使った	¥ 200,000
昨年3月幹事会・総会で決済していたが執行できなかった →別途提案事業とするべくクローズ を1/1付けで公示	他矢板トレイン維持改訂作業	2014年3月幹事会で決議	上限額(しかし1円も使っていない)	¥ 200,000
	矢板山苗代新規地図作成事業	2014年3月幹事会で決議	別途報告	¥ 1,600,000

※トレイン整備作業は、必要なことなので、新地図規約にのっとり、今度は幹事長・会計・担当理事と協議の上、学連にとって良い様に、2015年度も進めていきたいと思ひます。

【新地図会計規定に則り、提示する事業】

- | | |
|--|-----------------|
| 1. 新機軸事業第4弾(栃木県15年度春インカレ開催地周辺) | 予算規模 |
| 2. 日光トレイン維持改訂事業(セレクション等に対応するための予算化) | 160万円 |
| 3. 矢板トレイン維持管理事業(セレクション等に対応するための予算化) | 20万円(最大値) |
| 4. 「矢板塩田」大幅経年修正作業(2016年度秋インカレに対する前倒し実行のため) | 20万円(最大値) |
| | 将来のインカレロング予算を充当 |

【2015.3.9 日本学生オリエンテーリング連盟総会用資料】

日本学連幹事会

インカレスプリント実施ガイドライン

0. ロードマップ

14.12 臨時総会

幹事長より、ここに至るまでの経緯の説明をざっと

資料；ガイドライン案、インカレスプリント規則案（規則案は大西技術委員長より提示）

決議：インカレスプリントの正式発足の是非の決議

討論：是の場合、ガイドライン案、規則案に対する意見を改めて

15.1 定例幹事会

討論からまとめ ガイドライン案、規則案の発足可能状態へ

15.3 定例総会

決議 ガイドライン、規則案の決議

日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門実施に関するガイドライン（案）

0（前文）

このガイドラインは、世界のフットオリエンテーリング種目が、ロング・ディスタンス、ミドルディスタンス、スプリント、リレー、（最近ではスプリントリレーも加わっているが）の4種目になって、わが国のインカレチャンピオンを決める場を全種目持つべきであると、5年前から議論が始まり、一旦時期尚早で否決をしたものの、その後も議論を重ね、2回の実験・試行大会を経てようやく正式発足可能かどうかの決議を出来るところまで行き着いた。これはその長い議論と多くの汗を流した中で共通認識として挙げられたことを、IOF（世界オリエンテーリング連盟）のガイドラインも参考にしつつ、纏め上げたものである。スプリント種目は町の中や公園で実施可能な種目で本場欧州とトレイン的なハンディは少ないといわれているが、渉外的な実施環境においては、社会の理解度等雲泥の差があり、日本での本格的なスプリント競技の実施には大きなハードルが存在しているといわざるを得ない。そんな中で、スプリント種目も他の種目と同様、インカレチャンピオンを目指すことが大きな目標となるような、価値を持つ大会にまで成長するために、必要な事項をガイドラインとして規定する。当面、規則では書ききれないことや、その時々で柔軟かつ高度な判断が求められる時の拠り所となるものである。このガイドラインは価値が根付いたかどうかによって、新たな問題解決を求められることもあるだろう。よって、およそ5年の歳月をもって見直すものとする。本文中、“当面の間”と述べられているものは、特に定着の度合いによって、見直すべき項目である。

1（目的）

このガイドラインは、日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門（以下、インカレスプリント）の実施を円滑の行うために、規則では規定しきれない事項をガイドラインとして定める。

2（要件の優先順位）

当面の間はインカレスプリントを新たに創設し定着させていくことが第一目的となる。インカレスプリントの「継続性」が最も優先的な価値観として、他の要件を判断していくことになる。次に重要なのが、「観客の多い環境」である。次が「トレインの質」、「コースの質（ルートチョイス・間断ない判断のストレス）」などの競技性、「公平さ・公正さ（偶然性の排除、一般客への対応・コントロールの置き方、地図の見易さ等）」、

「メディアのコントロール(註:日本ではあまりスポットが当たらないが、中継放送のある欧州ではこれも横並びの重要項目)」などが並列してある。これら全部を満たす環境を用意することは至難の技である。どれを重要視するかは、その時々シチュエーションによるが、「継続性」を第一に、「観客の多さ」を第二にして、これらの要件を判断してインカレスプリント開催していく。

3. 開催日程

日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技部門（以下、インカレロング）の前日に開催することを原則とする。但し、2. で述べる要件の優先順位から判断して分断開催することも有りうる。

4. 主管

大会を運営母体となる主管は、インカレスプリント実行委員会とする。インカレスプリント実行委員会は、日本学生オリエンテーリング連盟(以下、日本学連)インカレスプリント担当理事によって招集される。

インカレロングの前日に開催する場合、主管をインカレロング・スプリント実行委員会として構わない。
また、インカレスプリントのみにおいては、当日役員として日本学連の加盟員を招集しても構わない。

5. 予算

開催する環境によっては、インカレスプリントの大会会計が赤字になることも十分ありえる。その際は継続性の障害とならないよう、赤字分は日本学連の会計から補填する。インカレスプリント・インカレロング一体開催の時に会計を切り分けることも現実的ではない。その際は大会のアウトラインが見えてきた段階で、詳細な見積もりを実行委員会が提出し、幹事会でその決済を行う。但し、赤字が補填できる限度は、別に定めてある日本学連の会計規定で、幹事会での決済可能額の範囲内とする。

地図調査にかかる費用は上限 25 万円とし、特別な事情によりそれ以上の費用がかかる場合は、スプリント担当理事が日本学連幹事会において理由を説明する。

6. 設置クラス

選手権クラス以外のクラスの有無および形態については、インカレスプリント実行委員会の判断による。

7. 選手権クラス競技者数

男子 60 人、女子 30 人とする。

8. 選手権クラス出場選手選出方法

『日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門 競技者数及びその配分に関する規則』に従う。

9. インカレロングモデルイベント

インカレロングの前日にインカレスプリントを開催する場合、インカレスプリント当日にインカレロングモデルイベントを併催することが望ましいが、その時の環境によっては、タイムスケジュール的にインカレロングモデルイベントの開催が困難な場合は開催しなくても構わない。

10. アドバイザ

アドバイザーは、当面の間、前の大会で重要職を勤めたものが就くことを強く求める。また経験度の高い者複数が就任することも強く求める。インカレロングとの兼任をしないことが望ましい。アドバイザーの経費は、日本学連の会計から別に支弁される。アドバイザーは、インカレスプリント担当理事とともに、2項で述べた必要要件の優先順位について、多面的に検討し大所高所からのアドバイスを行う。

11. 実行委員会の提案 起草？ 立上げ？

この段取りの文章案はまだ考え中

実は最初の2年間（2015、2016）の提案はすでに提出されている。

最初の正式段取り面での理事会との役割分担

12. インカレスプリント実行委員会の承認

『日本学生オリエンテーリング選手権実施規則』に従う。

13. 本ガイドラインの見直し

インカレスプリントの定着度、また回数を重ねるに従って新たに出てきた問題点などを洗い出して、およそ5年を目途に、本ガイドラインはその時の情勢に合わせて見直すものとする。

14. 本ガイドラインは平成 年 月 日より施行する。

平成 年 月 日 制定

【説明1】

スプリント・ロングの2日間大会の時も、また2日間大会であっても実行委員会は分離（トレインの配置によっては有り得る事）、また分離日程開催になっても通用するように書かれている。

【説明2】

アドバイザーには、経験者の就任を当面強く求めるとした。（理事会の承認要件としてとても大きな要素）就任者の距離・交通費の問題もあるかと思うので、予算に迷惑をかけないよう別会計とした。

（実はロングもアドバイザーは別会計が基本なんだけど、最近の実行委員会で包括してしまっている。

それが元で交通費圧迫がと実行委員会の方で理由付けされないようにするために、あえて書いた）

尚、ここでは書いていないが、インカレスプリント担当理事も、ロング担当理事とは兼任不可である。

以上

日本学生オリエンテーリング選手権大会スプリント競技部門
競技者数及びその配分に関する規則

第1条 目的

- 1.1 この規則は、日本学生オリエンテーリング選手権（以下、インカレと略す）実施規則第4条第3項に基づき、個人スプリント競技（以下、スプリントと略す）の競技者数及びその配分の方法を定めるものである。

第2条 競技者数と配分の対象

- 2.1 競技者数は、男子 60 名、女子 30 名とし、これを第3条及び第4条の方法により、各地区学連に配分する（地区学連枠）。
- 2.2 前年度スプリント6位までの者で、インカレ実施規則第4条第1項の参加規定を満たす者は、前項の競技者数とは別に出場資格を得る（前年度個人実績枠）。

第3条 競技者数配分方法（男子）

- 3.1 学連枠
12 名を各地区学連に2名ずつ配分する。
- 3.2 前年度実績枠
48 名を前年度男子スプリントの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
地区学連の前年度実績枠の人数 =
(当該地区学連前年度 30 位以内の人数)
／ (前年度 30 位以内の総人数) × 48 但し、小数点以下は原則として切り捨て、48 名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。
- 3.3 最大数
3.1 と 3.2 に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第4条 競技者数配分方法（女子）

- 4.1 学連枠
6 名を各地区学連に1名ずつ配分する。
- 4.2 前年度実績枠
24 名を前年度女子スプリントの実績を基に、以下の式により各地区学連に配分する。
地区学連の前年度実績枠の人数 =
(当該地区学連前年度 15 位以内の人数)
／ (前年度 15 位以内の総人数) × 24 但し、小数点以下は原則として切り捨て、24 名に欠ける人数分については、小数点以下の数値の大きい地区学連から順に配分する。
- 4.3 最大数
4.1 と 4.2 に定める各地区学連への配分数の最大値は6月30日時点での各地区学連の加盟登録者数とする。

第5条 地区学連内での選出方法

- 5.1 各地区学連内での競技者の選出方法は、各地区学連の任意とする。
- 5.2 第2条第2項による競技者は、前項による選出方法によらず出場資格を得る。
- 5.3 各地区学連は、申込みの時点で欠員がある場合、主管者にそのクラスと人数を報告する。

第6条 欠員補充

- 6.1 第3条及び第4条のそれぞれ第1項及び第2項での競技者数が第3項に定める最大数を超えた場合、他の地区学連への再配分を実施する。再配分は第3条及び第4条のそれぞれ第2項にて計算した小数点以下順位の次点から順に割り当て、技術委員会が発表するものとする。
- 6.2 第2条第2項による競技者が、選手登録名簿に記載されない場合、もしくは欠場の報告を受けた場合、その分は欠員とする。

第7条 発表

- 7.1 技術委員会は、前年度スプリント終了後速やかに次年度の各地区学連競技者数を計算し、その結果を前年度スプリント終了後4週間以内にすべての地区学連及び日本学連事務局へ通知しなくてはならない。
- 7.2 日本学連事務局は各地区学連の加盟登録者数を6月30日から2週間以内に技術委員会に報告し、技術委員会は受け取ってから2週間以内に第6条第1項の欠員補充結果を通知しなくてはならない。

第8条 改正

- 8.1 本規則の改正は総会の議決による。

第9条 施行

- 9.1 本規則は、2015 年 4月 1日より施行する。

2014 年 3月 9日制定

日本学生オリエンテーリング選手権実施規則

※ 条項に(ロング)、(ミドル)、(スプリント)、(リレー)とある場合、

当該条項は、該当する競技部門にのみ適用される。

第1章 一般的な規則

第1条 規則の適用

1.1 この規則は、日本学生オリエンテーリング連盟(以下、日本学連と略す)が主催する、日本学生オリエンテーリング選手権大会(以下、インカレと略す)に適用される。

1.2 すべての選手登録者、選手を支援する者(以下、チームオフィシャル)、競技を運営する者及びその他の併設大会参加者・観戦者・報道関係者など選手権競技者と接する者は、この規則に従う。

1.3 競技者ならびに主管者は、この規則の解釈にあたっては、スポーツとしての公正さの保持を第一義としなければならない。

1.4 インカレ実施規則で定められた事項を、当該インカレに限定して不適用とし、変更する必要がある場合、技術委員会の諮問及び理事会の承認を必要とする。不適用条項と変更内容は、要項に明記される。

1.5 インカレ以外の大会にインカレを併設して開催している場合、この規則に定める内容を不適用とする際は、イベント・アドバイザーの同意のみを必要とし、理事会の承認を不要とする。

第2条 競技部門と競技形態・種別

2.1 インカレは、次の8つの競技部門を設ける。

男子ロング：個人ロング・ディスタンス競技部門

女子ロング：個人ロング・ディスタンス競技部門

男子ミドル：個人ミドル・ディスタンス競技部門

女子ミドル：個人ミドル・ディスタンス競技部門

男子スプリント：個人スプリント競技部門

女子スプリント：個人スプリント競技部門

男子リレー：3名のリレー競技部門

女子リレー：3名のリレー競技部門

2.2 インカレは、すべて昼間競技で行う。

2.3 単一レース競技で行う。

2.4 (廃止)

2.5 インカレは、すべてポイント競技で行う。

2.6 男子ロング・女子ロングにおける優勝者をロング・ディスタンス競技選手権者、男子ミドル・女子ミドルの優勝者をミドル・ディスタンス競技選手権者、**男子スプリント・女子スプリントの優勝者をスプリント競技選手権者**、男子リレー・女子リレーにおける優勝校をリレー競技選手権校とする。

第3条 日程

3.1 インカレの各競技部門の開催は、年1回とする。

3.2 インカレの日程と正式名称は、原則として次のとおりとする。

秋インカレ(8月~12月)：ロング、スプリント

春インカレ(1月~3月)：ミドル、リレー

3.3 インカレは、開会式、閉会式を別途行うことができる。

第4条 参加規定

4.1 選手権競技者は、以下のすべての条件を満たす。

- ・日本学連の加盟員であること
- ・初めて日本学連に登録した年度から数えて4年以内
- ・年齢は当該年度3月31日現在29歳未満

4.2 各加盟校及び各準加盟校(以下、各校と略す)は、選手権競技者資格を有する者からなる選手登録名簿を申し込み時に提出する。

(ロング)

4.3 ロングの競技者数は、男子60名、女子40名とし、

別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。ロングの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

(ミドル)

4.4 ミドルの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。ミドルの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

(スプリント)

4.5 スプリントの競技者数は、男子60名、女子30名とし、別に定める規則によって各地区学連に配分される。但し、別に定める規則によって、競技者数を追加することができる。スプリントの競技者は、選手登録名簿に記載された者とする。

(リレー)

4.6 リレーの出場資格校は、日本学連の加盟校及び準加盟校とする。各校は、男女各々1チームをリレーに出場させることができる。リレーのチームは、選手登録名簿に記載された者により構成される。但し、男子リレーに女子選手を出場させることができる。

4.7 各校は、選手登録者とは別に、チームオフィシャルを同行させることができる。各校は、チームオフィシャル登録名簿を申し込み時に提出する。各校に認められるチームオフィシャルの人数は、以下のとおりとする。

男子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

女子クラスの選手権への選手登録に対して、2名

4.8 参加者は、自己の安全に対して自分で責任を負う。参加者が負った怪我、障害、損害について主催者は一切責任をもたない。また、参加者が第三者に与えた損害についても参加者自身が責任を負う。

第5条 要項

5.1 主管者は、インカレに関する必要な情報を、要項としてすべての地区学連及び日本学連事務局へ送付あるいはWebサイトにて公開あるいはメールにて送付する。

5.2 インカレの要項の発行時期は、以下の通りとする。

要項1(6カ月前)：

開催日、開催地、主管者の連絡先、競技責任者の氏名、イベント・アドバイザーの氏名、立入禁止区域

要項2(4カ月前)：

日程、トレインの概要、地図に関する情報(縮尺、等高線間隔、走行可能度表示)、トレインの標高(コースの15%以上が1,200mを超える場合のみ)、採用するパンチングシステム、コース設定者の氏名、トレーニング・モデルイベントに関する情報、一般クラス・併設大会がある場合その情報、観戦者のための情報、宿泊・輸送に関する情報、参加費、申込方法、申込締切日、申込用紙

要項3(2週間前)：

気象、特殊な地図表記、コース距離・登距離、優勝設定時間、特殊な位置説明、スタート時刻、競技のタイムスケジュール、集合場所、代表者ミーティングに関する情報、承認された実施規則の不適用条項と変更内容、その他競技に関する留意事項

第6条 申し込み

6.1 インカレの申し込みは、所定の用紙によって、要項2に示された締切日までに行われる。但し、選手登録名簿の変更は、大会開催の6週間前まで認められる。(ロング、ミドル、**スプリント**)

6.2 各地区学連の代表者は、ロング、ミドル、**スプリント**において、競技前日の16時までであれば、競技者を交替させることができる。

6.3 (廃止)

(リレー)

6.4 リレー出場校は、リレーの競技者と競技順を競技前日の16時まで提出する。競技者に不慮の事故の場合、リレー競技開始1時間前までであれば競技者を交替させることができる。但し、この場合は裁定委員の承認を必要とする。

第7条 トレーニングとモデルイベント

7.1 事前に実際の競技で使用するものに似たトレイン・地図でのトレーニングの機会が提供されることが望ましい。

7.2 競技の前日に、モデルイベントが提供されることが望ましい。モデルイベントでは、実際の競技におけるトレインのタイプ、地図の質、コントロールの置かれる特徴物、コントロール器具の設置状態、給水コントロールの設置状態、誘導区間のそれぞれの状況がわかることが望ましい。

7.3 電子パンチングシステムを使用する場合、モデルイベントにおいて実際の競技に用いる器具の使用機会が提供されることが望ましい。

第8条 スタート順の決定とスタートリスト

(ロング、ミドル、**スプリント**)

8.1 ロング、ミドル、**スプリント**のスタート抽選は、イベントアドバイザーの元で、あるいは公開で行われ、当該競技前日の17時までには発表される。

8.2 ロング、ミドル、**スプリント**においては、スタート順等において配慮される競技者(シード選手)を設けることができる。シード選手は、競技開催1カ月前までに理事会が決定する。**シード選手の選出数は競技者の1/6程度までの人数とする。**

8.3 ロング、ミドル、**スプリント**は、男女それぞれ1人ずつ同一の時間間隔でスタートする(タイムスタート)。スタート間隔は、ロング、ミドルは少なくとも2分間はとるものとする。**スプリント**は少なくとも1分間はとるものとする。

8.4 (廃止)

8.5 (廃止)

8.6 (廃止)

(リレー)

8.7 リレーにおけるコースの組み合わせの抽選は、イベント・アドバイザーの元で、あるいは公開で行われる。コースの組み合わせは、最後の競技者がスタートするまで秘密にされる。

(リレー)

8.8 リレーのスタートは、マススタートとする。

第9条 成績

9.1 成績速報は、競技進行中順次掲示される。フィニッシュ閉鎖後1時間以内にすべて掲示される。

9.2 公式成績には、失格者も含めすべての競技者が記載される。

リレーの成績は、競技順・各競技者の名前と所要時間・コースの分割方法と組み合わせも記載される。

第10条 調査依頼と提訴

10.1 各校は、競技者、あるいは主管者の規則に対する違反についての調査依頼を行うことができる。調査依頼は、主管者に対し文書で行う。成績速報に関する調査依頼は、フィニッシュ閉鎖後1時間以内に行う。

10.2 調査依頼に対する主管者の回答に疑義がある場合、提訴を行うことができる。提訴は、裁定委員会に対し文書で行う。

第11条 表彰

11.1 各競技部門6位までを表彰する。

11.2 参考記録の者及び学校は表彰の対象とならない。

第12条 報告書

12.1 各競技終了後3カ月以内に、主管者は次の内容の報告書を作成する。

- ・大会実施報告
- ・スタート順と公式成績
- ・イベント・アドバイザーの報告
- ・将来への提言

12.2 報告書は、すべての加盟校及び準加盟校、日本学連事務局、及び次年度の主管者に送付される。

第2章 競技に関する規則

第13条 テレイン

13.1 テレインは、インカレのコース設定に適していなければならない。テレインの選定に際しては、環境保護に十分留意しなければならない。

13.2 特定の競技者が有利になることがないように、インカレ以前には出来るだけ長い期間、オリエンテーリングに使用されていないものとする。

第14条 コース

14.1 インカレのコース設定にあたっては、国際オリエンテーリング連盟(I O F)の『コース設定の原則』に従う。

14.2 コースの水準は、インカレに適格でなければならない。

14.3 コントロールを回る順番は、主管者によって指定される。競技者はこれを守り、主管者はこれを確認する。

14.4 コース上の誘導区間は、競技者は必ずこれをたどるものとする。誘導区間の開始地点には必ずコントロールを置く。

(ミドル・ロング)

14.5 男子コースと女子コースは、可能な限り別のコントロールを用いる。

14.6 (廃止)

14.7 選手権以外のコースがある場合、可能な限り別のコントロールを用いる。

14.8 リレーでは、コントロールは分割され、チームごとに別々に組み合わせられる。全チームが順番は異なっても、全体としては同一のコースを回る。テレインとコースのコンセプトが許す場合、各走区の距離を変えることができる。全チームは、異なる距離の走区を同じ順番で走らなければならない。

14.9 個人競技種目においてはコントロールを各選手毎に異なるように組み合わせることが出来る。但し、全選手は全体としては同じコースを走らなければならない。(バタフライ)

14.10 主管者は、環境保護あるいはそれに類する理由のための指示を競技者に与えることができる。競技者は、これを厳守しなければならない。

第15条 (廃止)

第16条 (廃止)

第17条 距離と登距離

17.1 コースは、以下の優勝時間を想定し、設定される。

	男子	女子
ロング	70-80分	55-65分
ミドル	35-40分	35-40分
スプリント	13-15分	13-15分
リレー(各競技者)	30-50分	30-45分
リレー(合計)	120-150分	110-135分

17.2 コース距離は、スタートからすべてのコントロールを經由してフィニッシュまでの直線距離で示される。但し、物理的に通過不能な障害物(高いフェンス、湖、通れない崖等)、立ち入り禁止区域および誘導区間は、迂回した距離で測定する。

17.3 コース距離は、要項3で実際のコース距離が発表される。

17.4 登距離は最も速く走れると予想されるルートの登距離で示される。ロングの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の7%を越えないように設定される。ミドル、リレーの登距離は、最も速く走れると予想されるルートの距離の6%を越えないように設定される。

17.5 登距離は要項3で実際の登距離が発表される。

第18条 地図

(ロング、ミドル、リレー)

18.1 地図はJ O Aの『日本オリエンテーリング地図図式』に適合したものを使用する。特別な表記の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

これらの変更点は、要項3に明記される。

(スプリント)

18.2 スプリントの地図はJ O Aの『日本スプリントオリエンテーリング地図図式』に適合したものを使用する。

18.3 地図印刷後に生じたトレイン内の変化のうち、競技に影響を与えるものは、地図上で修正される。

(ロング)

18.4 ロングに使用する縮尺は1万5千分の1で、等高線間隔は5mとする。トレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

(ミドル、リレー)

18.5 ミドル、リレーに使用する縮尺は1万分の1で、等高線間隔は5mとする。トレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

(スプリント)

18.6 スプリントに使用する縮尺は4千分の1または5千分の1で、等高線間隔は2mまたは2.5mとする。トレインを適切に表現するため、またはコース設定・競技上の制約等のため、これと異なる縮尺、あるいは、等高線間隔の使用は、イベント・アドバイザーの同意を必要とする。

18.7 競技に影響を与える恐れがあり、かつ、地図からは読み取れないトレイン内のコンディションについては、遅くとも要項3で発表される。

18.8 競技用地図は、水分や損傷に耐えるように両面が保護される。

18.9 競技に使用するトレインに過去のオリエンテ-

リング地図がある場合、これらの地図は、競技に先立ってすべての加盟校及び準加盟校に公開される。

18.10 競技当日は、主管者の許可が出るまでは選手登録者及びチームオフィシャルが競技区域のいかなる地図を利用することも禁止する。

第19条 地図上でのコースの表記

19.1 競技用地図は、以下のように表記される。

- ・オリエンテーリングの開始地点は、正三角形(1辺7mm)。
- ・コントロールは、円(直径6mm)。
- ・フィニッシュは、2重同心円(直径5mmと7mm)。
- ・誘導区間は、破線。

19.2 三角形、及び、円の中心は特徴物の正確な位置を示す。コントロールフラッグが特徴物の周囲に設置される場合でも、特徴物を中心として印刷される。

19.3 コントロールは、回る順番を指示するために、南を下にして正立された数字によって示される。

19.4 誘導区間がある場所を除き、三角形と円は、直線により、順番に結ばれる。コントロールの円とそれを結ぶ直線は、重要な地図上の表現を見えにくくする場合には、部分的に直線を切ったり、細く描いたりすることができる。

19.5 誘導区間は、すべて地図上に示される。誘導区間の終端から再びオリエンテーリングを開始する場合は、地図上で破線の終端と次のコントロールが直線で結ばれる。

19.6 コース印刷においては、透明な赤紫色、あるいは赤色を使用する。

第20条 その他の追加表記

20.1 危険回避のための立ち入り禁止の範囲は、斜めクロスハッチングをする。その他の理由による立ち入り禁止の範囲は、垂直のハッチングをする。外郭線は以下のように表記される。

- ・現地地でテープなどが連続して表示される場合は、実線。
- ・現地地でテープなどが間隔をおいて表示される場合は、破線。

・現地地で表示のない場合は、外郭線を記入しない。

20.2 通行禁止のルート(自動車道など)は、×の連続で表す。

20.3 外向きの2つの括弧(は、コースに関する重要通過地点、経路(例:渡河地点、道の下のトンネル)を示すのに用いられる。

20.4 追加表記の色は、コースと同一の色とする。

第21条 コントロール位置説明

21.1 コントロールの位置説明は、J O Aの『コントロール位置説明仕様』に従って作成する。

21.2 コントロール位置説明表は、地図の表面に貼付されるか、印刷される。

(ロング、ミドル、スプリント)

21.3 コントロール位置説明表は、スタート枠にて配布される。また、事前に配布される位置説明表の大きさを公表するのが望ましい。

21.4 (廃止)

(リレー)

21.5 リレーで使用されるすべてのコントロール位置説明の一覧は、リレー前日の代表者ミーティングが始まるまでに参加各校の代表者に配布される。但し、コントロールのつながりについては表示されない。

第22条 現地における表示

22.1 誘導区間は、赤と白の2色のテープにより示される。

22.2 立ち入り禁止区域の外郭が表示される場合、青と黄の2色のテープにより示される。

第23条 コントロールの設置と器具

23.1 すべてのコントロールには、コントロールフラッグが設置される。

23.2 コントロールフラッグは、3つの正方形を三角柱状に結合した形とする。それぞれの面は、およそ30cm×30cmで、対角線によって2分して白とオレンジに色分けする。

23.3 コントロールフラッグは、地図上に示された特徴物の場所に、競技者が特徴物にたどり着いたときに見えるようにして設置される。

23.4 コントロールは、互いに30m以内に近接して設置してはならない。さらに、特徴物が同じコントロールは、互いに60m以内に近接して設置してはならない。

23.5 コントロールは、その場所に競技者がいるかいないかで難易度が変わらないような場所が望ましい。

23.6 すべてのコントロールは、数字によるコントロール識別番号で区別される。コントロール識別番号は白地に黒で書かれ、競技者がはっきり読めるように示される。

23.7 コントロールの器具は、コース上のすべてのコントロールで同一のものを使用する。十分な数のパンチもしくはユニットをコントロールフラッグのすぐ近くに設置する。

23.8 コントロール役員を置く場合は、コントロールを通過した競技者のナンバー、及びチェックした時刻を記録する。また、コントロール役員は競技者を妨げてはならず、タイム・順位・その他の情報を与えてはならない。さらにコントロール役員は、静粛に、目立たない服を着用して、競技者がコントロールに接近するのを手助けしてはならない。これらの規則は、ラジオやテレビコントロール役員、給水コントロール役員、報道関係者にも適用される。但し、演出の都合で情報の提供が行われる場合はイベント・アドバイザーの了承を得て実施することが出来る。

23.9 優勝設定時間が45分を超える競技は、給水所を設ける。給水所には、飲料水が用意される。

第24条 パンチングシステム

24.1 使用するパンチングシステムは、**主管者の判断にゆだねられる。**

24.2 (廃止)

24.3 (廃止)

24.4 **コントロール通過証明がされていない、あるいは判別できない場合、(ユニットの不調など競技者の過失でなくても)この競技者は失格となる。但し、バックアップにより通過が証明された場合は、失格とならない。**

第25条 スタート

(ロング、ミドル、**スプリント**)

25.1 ロング、ミドル、**スプリント**はプレスタート方式とすることができる。この場合、競技者がスタートへゆっくり走って行って間に合うようにプレスタートを設定する。

(ロング、ミドル、**スプリント**)

25.2 競技者はスタートと同時に自分で地図を取る。

(リレー)

25.3 リレーでは、第1競技者はスタートと同時に、以降の競技者はスタート後の地図の支給地点で、自分で地図を取る。

25.4 正しい地図を取るのには、競技者の責任である。主

管者は、競技者が他の競技者によって妨げられることなく地図を取れるように配慮し、競技者が間違った地図を取らないように充分注意する。

25.5 すべての競技者は、最低20分のウォーミングアップをする時間を取れる。スタート前の競技者とチームオフィシャル以外は、ウォーミングアップエリアに入れない。ウォーミングアップエリアは、スタートのできる限り近くに設定する。

25.6 オリエンテーリングの開始地点は、地図上で三角のスタート記号で示される。現地にはコントロールフラッグを置く。

25.7 オリエンテーリングの開始地点は、地図面あるいは先行する競技者のルート選択が、スタート前の競技者その他に見えないような場所に設定される。必要に応じて、スタートからオリエンテーリングの開始地点までを誘導区間とすることができる。

25.8 競技者が自己の責によりスタートに遅刻した場合、到着次第すぐにスタートすることができる。この場合、正規のスタート時刻にスタートしたもとのとして計時される。主管者は、正規にスタートする競技者に影響を与えないように、いつスタートさせるかを定めることが出来る。

25.9 主管者の責により競技者が遅刻した場合、競技者は、新しいスタート時刻を与えられる。

(リレー)

25.10 リレーでは、次競技者は引継を受ける3分以上前に、前競技者が近づいたことを告知される。但し、主管者は告知に問題があっても責任を負わない。

(リレー)

25.11 リレーにおいて、次競技者への引継は、指定された区域(チェンジオーバーエリア)で、両競技者の接触により行う。

(リレー)

25.12 リレーにおいて、運営を円滑に行うために、未出走の競技者をマススタートで出走させることができる(リスタート)。

第26条 フィニッシュ

26.1 計時線は、フィニッシュへの走路に対して直角とする。

26.2 計時線は、競技者が遠くから識別できるようになっていなければならない。

26.3 **計時線を通過した競技者は、通過証明が記録されたものをフィニッシュ役員に手渡す。**

リレーでは、地図とコントロール位置説明表も手渡す。

26.4 フィニッシュ閉鎖時刻は、事前に発表される。

26.5 フィニッシュ地点には、救護所を置く。

第27条 計時と順位

27.1 フィニッシュ時刻は、計時線のところで計られる。

その時刻は、競技者の胸が計時線を横切った時刻、あるいは競技者が計時線上でパンチした時刻とする。計時は秒単位まで行う。秒以下については切り捨てる。タイムは、時・分・秒、あるいは、分・秒のどちらかで表示される。

27.2 コントロールを抜かした場合(あるいは、間違ったコントロールをチェックした場合)、また、指定された以外の順番でコントロールを回ったことが判明した場合には、競技者は失格となる。

(ロング、ミドル、**スプリント**)

27.3 2人以上の競技者が同タイムの場合、これらの競技者は同順位となる。成績表・報告書の中で彼らは

同順位となるが、スタート順に並べられる。また、この場合次の順位は空位とする。

(リレー)

27.4 リレーでは、チームの全競技者の合計タイムがそのチームの成績となる。チームの順位は、最終競技者のフィニッシュした順番により決定される。着順判定員が順位判定を下す。同着はない。

27.5 リスタートをしたチームは参考記録とする。

27.6 競技時間は、ロングでは2時間30分まで、ミドルでは1時間40分まで、**スプリントでは40分まで**とする。この時間を越えた競技者は失格とする。リレーでは5時間までとする。

この時間を越えたチームは失格とする。

第28条 服装と用具

28.1 主管者が定めない限り、服装の選択は自由である。

28.2 ナンバーカードは、競技中常にはっきり見えるようにして、胸と背中に着用する。ただし、ミドル、スプリントに関しては少なくとも胸に着用すればよい。ナンバーカードの大きさは、25×25cmを超えないものとする。数字は、最低でも10cm以上の高さが必要である。

28.3 競技中は、コンパス、時計と、主管者から支給された地図、コントロールカード、コントロール位置説明表のみ使用してよい。その他のオリエンテーリングの技術的な補助器具の使用は禁止する。

第29条 競技上の公正

29.1 インカレに関与するすべての者は、公正と正直を旨に行動しなければならない。スポーツ精神と友情を忘れてはならない。競技者は、他の競技者、役員、報道関係者、観客、トレインや大会区域に居住する人たちを尊重しなければならない。

29.2 主管者は、イベントアドバイザーの同意を得て、前もって競技を行うトレインの位置を公表するとともに、立入禁止区域を設定することができる。トレインの位置を公表しない場合、すべての役員は、大会区域とトレインを厳重に秘密にしておかななくてはならない。

29.3 選手登録者及びチームオフィシャルは、競技を行うトレインにあらかじめ立ち入ることは禁止される。主管者により発表された事項以上のコースに関する情報を得ようとすることは、禁止される。

29.4 競技中は、以下の行為を禁止する。

- ・ 外部からの助力を得ること
- ・ 共同で走り、方向決定を行うこと
- ・ 故意に他の競技者を追走し、その競技者の能力を利用しようとする
- ・ 他の者から情報を得ようとする

29.5 競技者は、一度計時線を越えたら、主管者の許可なく競技区域に入ってはいけない。

29.6 棄権した競技者は、フィニッシュを必ず通過しなければならない。また、この者は、決して競技に影響を及ぼしてはならない。

29.7 あらゆる種類の移動手段の利用は、禁止される。

29.8 参加者及び主管者は、競技を妨害してはならない。

29.9 インカレ実施規則を犯したことが判明した競技者は、失格となる。

29.10 主管者は競技の公平性を尊重する立場から、参加者に対し、必要に応じてドーピング検査を実施することができる。なお実施条件を29.11に設ける。

29.11 インカレにおいて主管者が参加者に対しドーピ

ング検査を実施する場合、要項2(4ヶ月前)でドーピング検査実施の可能性を示し、要項3(2週間前)でドーピング検査の有無を決定付けるものとする。

第3章 運営に関する規則

第30条 インカレ実行委員会

30.1 インカレは、インカレ実行委員会が主管する。

30.2 インカレ実行委員会は、当該インカレの1年前までに理事会の承認のもとで組織される。

第31条 秘密保持

31.1 主管者、イベント・アドバイザー及びその補佐、その他トレインやコースを知る者は競技上の公正さを保つための秘密を保持する義務を負う。

第32条 経費

32.1 インカレ運営に関する経費は、主催者が支出する。

32.2 主催者は、参加者から参加費を徴収することができる。

第33条 裁定委員会

33.1 裁定委員会は、異なる出身校の3名で構成される。裁定委員は、理事会が指名し、競技の前日までに全員の氏名が公表される。裁定委員は、大会組織に参与してはならない。

33.2 裁定委員会の審議には、イベントアドバイザーと主管者の代表は参考人として出席することができる。

33.3 裁定委員会は、大会中に起きた規則あるいはその他の問題に対する提訴に裁定を下す。裁定委員会の審議は、3人全員の出席をもって成立する。任務を遂行できない裁定委員があったときには、理事会は代理を指名しなければならない。

33.4 裁定委員会の判断は最終的なものである。

第34条 イベントアドバイザー

34.1 イベントアドバイザーは、日本学連を公式に代表し、主管者に対して派遣される。

34.2 イベント・アドバイザーは、技術委員会の助言のもとに、技術委員会の委員の中から理事会が指名する。指名は、当該インカレの1年前までに行われる。

34.3 イベントアドバイザーの主な任務は、インカレ実施規則が遵守されていることを確認することである。また、必要のある事項については技術委員会との協議を行う。

34.4 イベントアドバイザーは、インカレが適正に行われるように、少なくとも以下の任務を遂行する。

- ・ 要項の内容を確認すること
- ・ 会場、トレインの適格性を確認すること
- ・ スケジュール全体(宿泊、食事、輸送、日程、費用、トレーニングの機会)を確認すること
- ・ スタート、フィニッシュ、チェンジオーバーエリアのシステムとレイアウトを確認すること
- ・ 計時システムの信頼性と正確性を判断すること
- ・ 地図が規定に合致しているか確認すること
- ・ 地図の正確さ、作図、印刷の妥当性を確認すること
- ・ コースの適格性(距離、競技時間、難易度、コントロール位置と設置状態、偶然性の排除など)を確認すること
- ・ リレーにおいては、コースの分割方法と組み合わせが適切かどうか確認すること
- ・ コントロール位置説明が適切かどうか確認すること
- ・ 式典が適切かどうか判断すること
- ・ 競技への影響の可能性の観点から、報道関係者、観客等に対する処遇を確認すること

・運営組織，人事，会計及び競技運営全般を確認すること

34.4 インカレ開催中，イベントアドバイザーは，大会会場に常駐し，以下の任務を遂行する。

・主管者に対して助言を与えること
・裁定委員会の提訴に関わる審議を補佐すること

34.5 イベントアドバイザーは，以上の他に自分の裁量で，インカレの準備と実行に関係ある活動を確認する。

34.6 イベントアドバイザーは，必要に応じて任務を補佐する者を指名することができる。イベントアドバイザー補佐は，特に，地図作成，コース，イベント，運営組織，人事，会計，スポンサー，メディア等のうち，イベントアドバイザーが必要と考える分野において，任務を補う。

34.7 (廃止)

第35条 報告

35.1 主管者は，当該インカレ開催後2週間以内にイベント・アドバイザーに以下のものを送付する。

・公式成績
・各競技部門のコース図および全コントロール図
・その他必要と思われる資料

35.2 イベント・アドバイザーは，当該インカレ開催後3カ月以内に幹事会，理事会及び技術委員会にその活動の報告を送付する。

35.3 主管者は，すべての要項とプログラム，大会報告書を日本学連事務局に送付する。日本学連事務局は，これらを資料として保存する。

第36条 メディア・サービス

36.1 主催者および主管者は，メディア取材者に対して，報道するに好都合な機会を提供することが望ましい。

36.2 主管者は，競技の公平さを損ねない限りにおいて，メディアの報道のために最大限の努力をすることが望ましい。

第37条 改正

37.1 本規則の改正は総会の議決による。

第38条 施行

38.1 本規則は2004年4月1日より施行する。

38.2 本規則は2004年11月8日より改正施行する。

2003年11月15日 制定

2004年11月6日 改正

2005年11月7日 改正

2007年4月1日 改正

2008年3月10日 改正

2009年11月22日 改正

2015年3月9日 改正

技術委員会報告

大西 康平

1、シード選手の選出

インカレミドルのシード選手を推薦して理事会により決定されました。
男子8名、女子4名が選ばれました。

2、第3回学連合宿

山リハに合わせて例年通り日光所野において学連合宿を開催しました。
80名の参加がありました。
引き続き学連合宿を技術向上のために積極的に活用して行って下さい。

3、会計報告

第1回学連合宿兼ユニバー合宿 28840円

第2回学連合宿兼joa合宿 ??収支ゼロ←確認しておきます。

第3回学連合宿 28965円

4、ユニバー会計報告

ユニバー遠征活動に対する補助の30万ありがとうございました。
学連からの補助の用途について報告しておきます。

(※詳細については省略)

報告書に関してはインカレ後になるべく早く技術委員会のHPにアップします。
インカレでの配布や製本することは忙しく断念いたしました。

5、規約改正案の提出

インカレ実施規則の改正案を幹事会に提出した。
詳細は別途参照。

関東学連ミドルセレ複数レーンに関する報告

2015年3月4日

文責 村瀬貴紀

1.はじめに

近年関東学連では加盟員が増加しており日本学生オリエンテーリング選手権ミドルディスタンス競技(以下インカレミドル)関東地区代表選考会(以下セレクション、ミドルセレ)を行うに当たりスタート時間が長くなり運営に負担がかかるという問題が起きていました。より具体的には、今回のインカレミドルのセレクションには210名がエントリーしており従来の方式ではスタートに3時間半かかってしまいます。そこで本大会ではインカレミドルのセレクションにおいて複数レーン制(※1)を採用しました。

2.複数レーン制を採用するに至った流れ

「加盟員の増加でこのままではミドルセレ、ロングセレの運営に負担がかかる。」という声があり、5月に行われた関東学連臨時総会からこの問題を話し合ってきました。改善案としては

「2レーンで出走しバタフライループにする。」

「セレクションに参加するのに条件をつける。」

「スタートの間隔を30秒ごとにする。」

「コースを2つ作る。」

等々いくつかあがりました。

現行の規約を確認すると以下に記したミドルセレ実施基準第8条1項に複数レーンが考慮されていることが確認できます。そのため、本年は現行規約をもとに2レーン制でミドルセレを行うこととなりました。

ミドルセレ実施基準第8条1項

複数のコースの場合は、第7条2項によって定められた人数をコースで割り、枠を割り当てる。但し端数がでた場合は残りのもののうちコースに関わらずタイムの速いものを通過とする。各コースの学校毎の人数は可能な限り均等に割り振らなければならない。各コースの同スタート時刻の選手は運営者による公平な抽選により各レーンに割り振られる。コースの割り振りはレース前には非公開とし、レーンの割り振りのみが公開される。

3.ミドルセレ実行委員会の報告書

コースについて、スタートリスト作成について等が述べられています。関東学連の HP を参照してください。

4.繰り上がりのミス

推薦がなかった際の選手権出場の繰り上がりについて関東学連のミドルセレ実施基準によると 9 条 3 項に以下の記載があります。にもかかわらず関東学連とミドルセレ実行委員では“各レーンにおける上位から繰り上がる”という間違っただ認識をしておりました。セクション後、繰り上がりの順位を発表した時点で加盟員の 2 名から指摘を受け直後に規約に沿った形に修正いたしました(ミドルセレ実施基準第 15 条参照)。

9 条 3 項

「推薦立候補への関東学連総会の判断の結果、レースで決定していない代表選手枠を満たさなかった場合、若しくは立候補者がなかった場合、セクションで選考されなかったもののうち順位順に繰り上がるものとする。但し、複数のコースの場合はコースに関わらずタイムの速いものを優先する。」

15 条

代表選手に辞退等により欠員が生じた場合、第 8 条 3 項に準じて繰り上げ通過を行う。代表選手の認定作業において誤りがあった場合、幹事会はその発覚までになされた手続き・発表等の如何に関わらず、この規約およびセクションレースの結果のみに基づいて対処しなければならない。

5.今後の取り組みの方向性

セレ実行委員会の提言を参考に以下の点について規約の変更を行ってまいります。

- 複数レーンにした時のコース設定に求める条件について明記するかどうか。
- レーン制の分け方に関する参考大会の選び方。
- 推薦に関する議論
- 現行規約ではタイムの速い人が現在は繰り上がる方式となっている。
- ロングセレにおける複数レーン制の導入

※1: スタートが 2 レーンでコースも 2 コース。レーンは事前に発表されるがコースはレーンに寄らない。

2014 年度 日本学生オリエンテーリング選手権大会 ミドル・ディスタンス競技部門
関東地区 / 北海道・東北地区代表選手選考会
関東 Ms クラス 複数レーン制・複数コース制実施に関する報告書

2015 年 1 月 26 日
発行責任者 石野夏幹

1.はじめに

近年の関東学連加盟員の増加は、日本学生オリエンテーリング選手権大会の代表選手選考会（以下、セレクションとする。またロング・ディスタンス競技部門のセレクションをロングセレ、ミドル・ディスタンス競技部門のセレクションをミドルセレとする）を運営する際の負担となっております。特に、関東地区男子のセレクション出場人数の多さは、タイムスケジュールを圧迫し、運営面で選択の余地を狭める要因となります。また、今後も加盟員の増加が続けば、従来の形でセレクションを開催することは不可能になるでしょう。

そこで本大会では、「日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技 関東地区代表選手選考会実施基準」（以下、「ミドルセレ実施基準」とする）に基づき、関東 Ms クラスにおいて複数レーン制・複数コース制（本大会においては、2レーン制・2コース制）を採用しました。

この報告書は、初の試みとなった複数レーン制・複数コース制について、今後議論を行う際の資料とするため、また運営の指針とするため、作成したものです。

2.コースについて

2-1.コース設定の際の注意点

複数レーン制・複数コース制の場合のコース設定に求められる条件は、「ミドルセレ実施基準」では定められていません。しかし、以下の「ミドルセレ実施基準」第8条1項および第9条3項より、複数レーン・複数コース制では「コース間でタイム差が開かない」というコースの設定が求められると判断できます。

第8条 セレクション

1 複数のコースの場合は、第7条2項によって定められた人数をコースで割り、枠を割り当てる。但し端数がでた場合は残りのもののうちコースに関わらずタイムの速いものを通過とする。（後略）

第9条 推薦立候補

3 推薦立候補への関東学連総会の判断の結果、レースで決定していない代表選手枠を満たさなかった場合、若しくは立候補者がなかった場合、セレクションで選考されなかったもののうち順位順に繰り上がるものとする。但し、複数のコースの場合はコースに関わらずタイムの速いものを優先する。

今回のコース設定では、「コース間の類似性」という観点から以下の点に注意しました。

- ① 距離・登距離の差とそのバランス
- ② コントロール数
- ③ 課題の類似性

また、使用頻度の高いトレインであることや他クラスとの兼ね合い、全く異なるコースではなく、ほぼ同一の回しで十分に(16 コントロールうち 7 コントロールで)パターン振りを行ったコースを設定しました。同一レグは 16 レグ中 5 レグ含まれていました。

さらに、コース設定には主観が多分に含まれていることも考慮して、運営者内で設定したコースの共有、意見交換、必要に応じて修正を行いました。

ただし、コース設定者および運営者内で、複数レーン制・複数コース制において求められる条件(すなわち「コース間でタイム差が開かない」)が十分に検討されたとは言えません。少なくともコース設定者は、複数レーン制・複数コース制に関する規約を十分に把握していなかったこともあり、前述のような「コース間の類似性」については考慮しましたが、「コース間でタイム差が開かない」という観点を十分に持っていたとは言えません。

2-2.問題点

考えられる問題点について。

- ①「コース間でタイム差が開かない」ような複数コースの提供には限界がある

地図上では要求を満たしているように思われるコースでも、試走してみると「どうやらタイム差が出そうだ」という場合は起こりうるでしょう。運営者の負担や参加費の増加を考えると、試走はほとんどが 1 回、多くても 2,3 回が限度でしょうから、仮に要求を満たさなかった場合でも、どこかで妥協しなければなりません。さらに今回の場合、YMOE 様に修正調査を行っていただいたのは大会数日前でしたので、試走と本番とはコースの印象に多少なりの差がありました。植生が変わったことで思わぬルートが現れたりもしました。

- ②「コース間のタイム差」を評価すること自体が難しい

例年、少なくとも 1 回以上は試走を行った上でセレクションが運営されていると思いますが、コース間のタイム差を厳密に計ることは不可能だと思います。また、試走は何回もできるわけではなく、試走に参加する運営者数や他コースの試走などの要因でさらに制限されます。今回の場合、試走は 1 回、参加者は 9 名、関東 Ms1・関東 Ms2 はそれぞれ 2 名ずつ走ったのみで、明らかな差があれば気がついて、1,2 分の違いには気づかなかっただろうと感じました。

2-3.提言

まず、複数レーン制・複数コース制の場合のコース設定に求める条件を「ミドルセレ実施基準」に明記することを提案します。何らかの方針が示されていないと、全く異なるコースが提供されても何も文句が言えなくなってしまう(厳密に条件を出されても困ってしまいますが)。

条件をつくるにあたって、まずその指針となる基準(「ミドルセレ実施基準」第 8 条 1 項および第 9 条 3 項など)から改めてよく議論していただきたいと思います。もし「コース間でタイム差が開かない」ようなコースを基準にするならば、既に問題点で述べたような点についても考慮していただきたいと思います。

3.スタートリスト作成について

3-1.スタートリストに求められる条件

まず 2 レーン制・2 コース制にする場合のスタートリストに求められる条件を確認します。「ミドルセレ実施基準」第 8 条 1 項より

- A.「各コースの学校毎の人数を均等に割り振る」
- B.「各コースの同スタート時刻の選手を抽選により各レーンに割り振る」
- C.「コースの割り振りはレース前には非公開とし、レーンの割り振りのみを公開する」

また、今回はこれに加えて、各コースの選手の実力ができるだけ均等になるように、

D.「今年度日本学生オリエンテーリング選手権大会ロング・ディスタンス競技部門(以下、インカレロングとする)の選手権クラス出場者及び入賞者を各コースに均等に配分する。」

の 4 つの基準により、スタートリストを作成しました。D については直近で一番大きなレースであるということと今年度のインカレロングを選びましたが、ミドルレースという点では前年度の日本学生オリエンテーリング選手権大会ミドル・ディスタンス競技部門(以下、インカレミドルとする)の方が説得力があるなど、どのレースをどのように基準とするかは一考の余地があると思います。

さらに、出走レーンとコースが異なり、適切に地図を渡す必要があるので、地図の裏に選手の名前、大学名などを印刷して地図の渡し間違いのないようにしました。

3-2.問題点

具体的な作業手順は割愛しますが、基本的なエクセルの技術があれば作成することは可能です。私の場合はスタートリストの作成に慣れていたので、4~5 時間程度でひとまずは完成しました。しかし上記 A~D の基準のそれぞれについて 1 回の手順で済む訳ではないので、作業手順は長く複雑になり、変更が出た時やミスが発覚した時に修正するのが大変でした。1 ヶ所を変更すると全手順について変更するのですが、その途中で他の部分にも影響が及んだ場合はそちらも修正し、出来た結果にミスや矛盾がないかまた確認する、といった具合です。この過程での修正ミスがとても危険だと感じました。

つまり、今回の方法には「技術的には難しいことではないが、ミスの可能性が高くなる」という特徴があるといえます。

3-3.提言

今後のセレクションの形を考えるには、上記の特徴と近年の加盟員が増えている状況を総合的に考える必要があります。改めて、スタートリスト作成の面から見たメリット・デメリットを整理します。

①1レーン制の場合

メリット:運営の準備が簡単

デメリット:時間が厳しい(参加者が多い、開催地が遠い場合)

②2レーン・2コース制の場合

メリット:時間に余裕ができる

デメリット:準備が煩雑になり、ミスを誘発しやすい

簡単に言ってしまうと、スタートリストに関しては「時間の余裕を取るか、ミスの起こりにくさを取るか」という問題となります。もちろんこれにさらにコースやレーンの制約が加わってくるので、これだけでどちらが良いかとは言えません。

また、今回は「ミドルセレ実施基準」の要求からさらに各コースの選手の実力ができるだけ均等になるようにインカレロングの結果を参考にしましたが(上記Dの基準)、これをなくせば手順は大きく減り、ミスの起こりやすさは減ると考えられます。その場合、どちらのコースに振り分けられるかがランダムであることによって公平性は担保されますが、できるだけ実力以外の要素を排除して実力のある選手を選ぶためには、何かしらの形で各コースの選手の実力が均等になるようにすることが望ましいと言えるでしょう。これは「ミドルセレ実施基準」に付け加えても良いかもしれません。

4.その他規約に関する提言

ここでは、2・3 で出た提言以外に、今後複数レーン制や複数コース制を実施するにあたって「ミドルセレ実施基準」の穴となる部分について提言します。

① 第9条において、複数コースの際、推薦人数を各コースへ如何に割り振るかについて定められていない。

② ①に関連して、第7条2において、推薦枠は「地区学連枠の1/10」で「小数点以下は切り捨て」・「決定すべき代表者枠が10名以下の場合には推薦立候補による通過枠を1つ用意」となっている。つまりこの規約では、複数コースに分ける以前に推薦枠の数を決定するため、推薦枠が一コースあたり一つ以上ない可能性が生じる。

以上二点以外にも、運営者が発見出来ていない穴がまだあるものと思われます。併せて「日本学生オリエンテーリング選手権ミドル・ディスタンス競技関東地区代表選手選考会に伴う推薦立候補に係る規約」を見直す必要もあるでしょう。もう一度、学連加盟員による規約の精査をお願いしたいと考えます。

また現在ロングセレにおいては、複数コース制は認められておりませんが、バタフライループによる複数レーン制は認められております。「日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技関東地区代表選手選考会実施基準」や「日本学生オリエンテーリング選手権ロング・ディスタンス競技関東地区代表選手選考会に伴う推薦立候補に係る規約」においても、複数レーン制を実施するのに適した形に規約を改めていく必要があるのではないかと考えております。今回のミドルセレの参加

人数に鑑みると、来年度のロングセレで複数レーン制実施が必要となる可能性は高いでしょう。急ですが、年度内には複数レーン制実施が可能となる状態にさせていただきたいと考えています。

※今回の問題と直接関係はありませんが、「ミドルセレ実施基準」に何点か誤記と見られる文言を発見したため、訂正を要望します。第 8 条 3 項中の「第 8 条」は「第 9 条」、第 9 条 2 項中の「第 8 条 4 項」は「第 8 条 3 項」、第 15 条 1 項中の「第 8 条 3 項」は「第 9 条 3 項」の誤りではないかと思われます。

5.お詫び

推薦枠分の繰り上がり措置について、大会後に多少混乱が見られました。

本大会のプログラムにおいて、繰り上がりに関する文言は、5 頁に「ただし、推薦による代表者数が上記定数に満たなかった場合、本大会の選考クラスにおける競技結果の上位者から順に繰り上がるものとします」と記載があるのみで、不明瞭であったことは否めません。

運営者の規約に対する理解の浅さからこのような混乱を招き、深くお詫び申し上げる次第です。

但し、「ミドルセレ実施基準」第 15 条 1 には、「代表選手の認定作業において誤りがあった場合、幹事会はその発覚までになされた手続き・発表等の如何に関わらず、この規約およびセレクションレースの結果のみに基づいて対処しなければならない」とあるため、今回の関東学連による最終的な処置は適当であると考えます。どうかご理解頂ければ幸いです。

6.おわりに

総括すると、2の「コース間でタイム差が開かない」コースと3の「各コースの選手の実力が均等になるようにする」措置について、規約でどのように定めるかという問題が主たるものになります。

これは、「ミドルセレ実施基準」第 9 条 3 の、推薦枠分の繰り上げ措置について、どのように規約で定めるかにも関わってくる問題です。「コースに関係なくタイム順で繰り上げる」か「コース毎に均等な人数を繰り上げる」かは、「コース間でタイム差が開かない」コースと「各コースの選手の実力が均等になるようにする」措置のどちらが行い易いかによるでしょう。前者の措置は、テイン事情に大きく制約を受けることが予想されます。また後者の措置は、推薦枠に関係なく、複数コース制を取る以上必要です。つまり後者の措置の方が、比較的行き易かつ必須の措置でしょう。この点を考慮した上で、第 9 条 3 についても、もう一度議論していただきたいと考えています。

現在、関東学連のセレクションは過渡期にあります。より良いセレクションにしていくために、この報告書も活用しつつ、今後各大学や学連総会でセレクションの実施形態に関する議論を重ねていってほしいと考えています。

日本学生オリエンテーリング選手権大会ロング・ディスタンス競技部門関西地区代表選考会推薦基準案

以下の基準と優先度に基づいて選出する。

ただし、同じ優先度の基準を満たす者が複数人いた場合は、提出されたその他特出すべき大会の成績や前年度インカレミドルの成績を基に諮問委員会で話し合いを行い選出する。0内は女子の基準である。

優先度	基準
1	前年度インカレロングにおいて、Eクラス25位(15位)以内である
2	前年度インカレミドルにおいて、A-fin25位(10位)以内である
3	前年度インカレミドルにおいて、B-fin3位(3位)以内である
4	提出されたその他特筆すべき大会の成績に基づき、諮問委員が選出する[1]

[1]まず初めに、提出された大会を参考に諮問委員が各自で推薦順位を決める。その後諮問委員同士で判断理由を意見交換し改めて順位付けを行う。次に再度順位づけした推薦順位を平均し、その値が最も小さかった者を選ぶ事とする。ただし、提出された大会については、その大会を提出しなかった者の記録も参考にする。提出できる大会は、前年度インカレロング以後の大会とする。

[2]やむを得ない事情によりインカレに出場できず上位の優先度には該当しないもののその他の推薦提出者よりも明らかに実力があると諮問委員会が判断した場合は本推薦基準を超越した選出を行うことができる。やむを得ない事情とは選手本人の管理不足によるものを除く（怪我、病気など）。